

【取扱い厳重注意】

平成23年10月11日

聴取結果書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局

局員 飯崎 準

平成23年10月11日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりである。

記

第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

1 被聴取者

外務省軍縮不拡散・科学部不拡散・科学原子力課首席事務官 大西一義

2 聴取日時

平成23年10月11日午前10時00分から同日午前11時00分まで

3 聴取場所

外務省541会議室

4 聴取者

飯崎補佐

※ 複数人で聴取したときは、全員の氏名を記載する。

5 ICレコーダーによる録音の有無等

あり

なし（理由：（「対象者の希望による。」など簡潔に記載）

第2 聴取内容

IAEAによる飯館村に対する避難助言の経緯について
別紙のとおり

第3 特記事項

なし

以上

【取扱い厳重注意】

別紙

1 原子力災害対応に携わった経緯について

私は当時、不拡散科学原子力課で課長補佐をしており、主に IAEA の放射線モニタリングチームと BWR の専門家の受け入れロジを担当していた。当時の首席事務官は、■■■■さんという方で、この人が直接ウィーンと連絡を取り合っていたが、■■■■さんは現在■■■■に異動となっていることや、私も課長補佐としてある程度は関わっていたということもあり、本日のヒアリングは私で分かる範囲でお答えさせていただく。なお、省内における原子力災害対応は、国際原子力協力室という部署が主体的に携わり、外交団等への情報提供は国際原子力協力室で人を集めて行っていた。国際原子力協力室の負担が増加し、24時間の交代制勤務となったため、4/2 から、私は国際原子力協力室に派遣され、交代制勤務に入り、その後、■■■■さんが■■■■に異動したことから、その後任として、不拡散科学原子力課の首席事務官を務めている。

2 IAEAによる記者発表について

「飯館村において、IAEA の避難基準を超える放射性物質が観測され、注意深く評価するようカウンターパート（日本側）には伝えてある」との話は、3/30 の IAEA による記者ブリーフィングで出たものであり、不拡散科学原子力課では、この第一報を、IAEA の記者会見に参加したウィーン代表部の駐在員からの公電で確認している。

この公電内容を簡単に紹介すると、フローリー事務次長以下による記者ブリーフィングにおいて、「今回の測定値は、一回限りの結果についてのものである。降下してくる放射能は、風向き、降雨、地形などで変わってくる、また、OIL (Operational Intervention Level) の基準を超えたということは、更なる評価が必要とすることを意味している。IAEA としてそのような勧告（避難を指す）をする基準としているのは、7日間で受ける線量について 100mSv である。これを土壤の降下物データの測定値である Bq/kg、更に Bq/m² に置き換えた評価を行った結果、飯館村の土壤は、2megaBq/m²（後に 20megaBq/m² に訂正）であった。放射線量そのものを測定したわけではなく、あくまで評価の結果として出た値である。ただし、これはあくまで9か所のうち、1か所の数値である。」と説明しており、記者から、7日間で 100mSv という値は、Bq/m² で換算するといくらになるのかとの質問があり、それに対して、1000 万 Bq/m² であると回答している。

余談だが、IAEA は 3/31 に、評価結果の数値の訂正発表をしているが、それが、2megaBq/m² → 20megaBq/m² の訂正と思われる。2mega では、200 万となってしまう、避難基準値の 1000 万に達しないからである。

外務省としては、何を根拠としてこういうことを言っているのかということを含め、必要があるだろうということ、日本側の誰に伝えたのかが分からないという2点が問題意識であり、すぐにウィーン代表部に連絡して IAEA に聴きに行かせたところ、IAEA の■■■■から、■■■■
■■■■
■■■■
■■■■

【取扱い厳重注意】

との説明があった（同内容は、公電でウィーン代表部から送られている）。

しかし、日本側の誰に要請したのかが不明であったところ、保安院の西山審議官が 3/31 の 11:00 からの記者会見で、「IAEA から活動介入基準（OIL）を超えたとの連絡を受けた。一つの指標に過ぎず、一つのサンプルについて超えたということである。我々としてもしっかりと受け止めている。飯館村の当該地点には、現在でも 100 人以上が滞在しており、もう少し検討してみたい。住民に対しては情報提供をする。情報が入ったのは 3/30 の 16:50 で、注意喚起のようなものと受け止めている」ということを発表しており、
首席事務官が、念のため、保安院、文科省及び原子力安全委員会に対して、IAEA から飯館村で OIL を超えた旨の連絡が入っているかどうかの照会をかけたところ、三者ともに、承知していないとの回答が来ている。

保安院については、西山審議官の記者発表内容から推察するに、事前に情報を得ていたはずなので、
と思うが、
首席もそれ以上は追及しなかったため、今もって謎のままである。

IAEA の避難基準を超えたとの発表が日本側でちょっとした騒ぎになり、その結果、4/1 の IAEA による記者会見で、日経新聞の記者から「飯館村の住民は避難する必要があるのか、どうなのか」といった質問が上がり、それに対して、IAEA は「IAEA は避難勧告をしたことはない。避難するかどうかを決めるのは日本政府の役割である。IAEA は評価（基準）に従って、日本政府にこの地域での評価を注意深く行い、しかるべく対応するように述べた。日本政府はそのような評価をしているものと理解している。」と回答している。この件がその後 IAEA プレス発表で取り上げられることはなかった。

3 その他

IAEA の調査団は、文科省のモニタリングカーの後ろをついていく形でモニタリングを行っていたが、4/3 に飯館村役場に行って、役場職員の許可を得た上で、役場内のモニタリングを行っていたところ、

その後、飯館村からも IAEA からも何らの話もないことから、

【取扱い嚴重注意】

この件に起因する混乱は生じていないものと思う。

なお、本日紹介した公電については、正規のルートで資料要求してもらえれば、提供できると考えている。

以 上